

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p align="center">第 3 類</p>	<p align="center">第 3 類</p>
<p>魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物</p>	<p>魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物</p>
<p align="center">（省 略）</p>	<p align="center">（同 左）</p>
<p align="center">総説</p>	<p align="center">総説</p>
<p align="center">（省 略）</p>	<p align="center">（同 左）</p>
<p>この類には、調製若しくは保存に適する処理をしていないか、又はこの類に記載した方法のみによって調製をし若しくは保存に適する処理をした食用の魚の卵及びしらこも含む。その他の方法によって調製をし若しくは保存に適する処理をし、又はキャビア若しくはキャビア代用物としてそのまま食するのに適した食用の卵及びしらこは、16.04 項に属する。</p>	<p>この類には、調製又は保存に適する処理をしていないか、又はこの類に記載した方法のみによって調製をし若しくは保存に適する処理をした食用の魚卵（すなわち、<u>卵巣膜に包まれたままの魚卵</u>）も含む。その他の方法によって調製をし又は保存に適する処理をした食用の卵及びしらこは、<u>卵巣膜に包まれているかいないかを問わず</u>、16.04 項に属する。</p>
<p align="center">（省 略）</p>	<p align="center">（同 左）</p>
<p>03.02 魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第 03.04 項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）</p>	<p>03.02 魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第 03.04 項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）</p>
<p align="center">（省 略）</p>	<p align="center">（同 左）</p>
<p>食用の魚の皮、その他の食用の魚のくず肉、<u>肝臓、卵及びしらこ</u>で生鮮又は冷蔵のものも、この項に属する。</p>	<p>食用の魚の皮、その他の食用の魚のくず肉、<u>肝臓及び卵（しらこを含む。）</u>で生鮮又は冷蔵のものも、この項に属する。</p>
<p align="center">（省 略）</p>	<p align="center">（同 左）</p>
<p>03.05 魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）</p>	<p>03.05 魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）</p>
<p align="center">（省 略）</p>	<p align="center">（同 左）</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成23年11月18日財関第1318号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>魚体から分離された食用の魚のくず肉（例えば、皮、尾、浮袋、頭、頭の半分（脳、頬、舌、目、顎又は唇を有するか有しないかを問わない）、胃、ひれ）や肝臓、卵及びしらこで、乾燥し、塩蔵し、塩水漬けし又はくん製したのもこの項に属する。</p> <p>（省 略）</p>	<p>魚体から分離された食用の魚のくず肉（例えば、皮、尾、浮袋、頭、頭の半分（脳、頬、舌、目、顎又は唇を有するか有しないかを問わない）、胃、ひれ）や肝臓、卵及びしらこで、乾燥し、塩蔵し、塩水漬けし又はくん製したのもこの項に属する。</p> <p>（同 左）</p>
<p style="text-align: center;">第 5 類</p> <p style="text-align: center;">動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）</p> <p>（省 略）</p> <p>05.11 動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）及び第1類又は第3類の動物で生きていないもののうち食用に適しないもの</p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1)～(4) （省 略）</p> <p>(5) 食用に適しない魚卵及びしらこ これらには、次のような物品がある。</p> <p>(i) ふ化用の魚卵：幼魚の目である黒点の存在によって識別できる。</p> <p>(ii) 塩蔵した魚卵（例えば、たら又はさばの卵）：釣餌として使用する。 これらは、強い不快なおいがあり、また、通常、大量に包装されるのでキャビア代用物（16.04）とは識別できる。 この項には、食用の魚卵及びしらこを含まない（3類）。</p> <p>(6)～(14) （省 略）</p> <p>（省 略）</p>	<p style="text-align: center;">第 5 類</p> <p style="text-align: center;">動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）</p> <p>（同 左）</p> <p>05.11 動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）及び第1類又は第3類の動物で生きていないもののうち食用に適しないもの</p> <p>（同 左）</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1)～(4) （同 左）</p> <p>(5) 食用に適しない魚卵及びしらこ これらには、次のような物品がある。</p> <p>(i) ふ化用の魚卵：幼魚の目である黒点の存在によって識別できる。</p> <p>(ii) 塩蔵した魚卵（例えば、たら又はさばの卵）：釣餌として使用する。 これらは、強い不快なおいがあり、また、通常、大量に包装されるのでキャビア代用物（16.04）とは識別できる。 この項には、食用の魚卵及びしらこを含まない（3類）。</p> <p>(6)～(14) （同 左）</p> <p>（同 左）</p>
<p style="text-align: center;">第 7 類</p> <p style="text-align: center;">食用の野菜、根及び塊茎</p>	<p style="text-align: center;">第 7 類</p> <p style="text-align: center;">食用の野菜、根及び塊茎</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成23年11月18日財関第1318号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(省 略)</p> <p>07.12 乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）</p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、乾燥（脱水、蒸発又は凍結乾燥を含む。）した野菜、すなわちその天然の含有水分を種々の方法で除去した野菜で、07.01 項から <u>07.11 項</u> のものを含む。この方法で処理された主な野菜の種類には、ばれいしょ、たまねぎ、きのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属のもの）、トリフ、にんじん、キャベツ及びほうれん草がある。これらは一種のもの又は混合したもの（julienne）があり、通常ストリップ状にされ、薄く切って調製されている。</p> <p>(省 略)</p>	<p>(同 左)</p> <p>07.12 乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）</p> <p>(同 左)</p> <p>この項には、乾燥（脱水、蒸発又は凍結乾燥を含む。）した野菜、すなわちその天然の含有水分を種々の方法で除去した野菜で、07.01 項から <u>07.09 項</u> のものを含む。この方法で処理された主な野菜の種類には、ばれいしょ、たまねぎ、きのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属のもの）、トリフ、にんじん、キャベツ及びほうれん草がある。これらは一種のもの又は混合したもの（julienne）があり、通常ストリップ状にされ、薄く切って調製されている。</p> <p>(同 左)</p>
<p>第 13 類</p> <p>ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス</p> <p>(省 略)</p> <p>13.02 植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシクナー（変性させてあるかないかを問わない。）</p> <p>(省 略)</p> <p>(A) 植物性の液汁及びエキス</p> <p>(省 略)</p> <p>ここに含まれる液汁及びエキスは、次の物品である。</p>	<p>第 13 類</p> <p>ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス</p> <p>(同 左)</p> <p>13.02 植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシクナー（変性させてあるかないかを問わない。）</p> <p>(同 左)</p> <p>(A) 植物性の液汁及びエキス</p> <p>(同 左)</p> <p>ここに含まれる液汁及びエキスは、次の物品である。</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(1) ~ (12) (省 略)</p> <p>(13) マンナ (Manna) : <u>とねりこ</u> (ash tree) のある種の木を傷つけること によって得られる甘い液汁を固形状にしたものである。</p> <p>(14) ~ (21) (省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>除外される調製品の例としては、次の物品がある。</p> <p>(i) (省 略)</p> <p>(ii) 飲料製造用の調製品。これら調製品は、この項の植物性エキスに乳酸、<u>酒石酸</u>、くえん酸、りん酸、保存剤、発泡剤、果汁等及び時には精油を混合することによって作られる。このようにして作られた調製品は、一般に、21.06 項又は 33.02 項に属する。</p> <p>(iii) 及び (iv) (省 略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>(1) ~ (12) (同 左)</p> <p>(13) マンナ (Manna) : <u>とりねこ</u> (ash tree) のある種の木を傷つけること によって得られる甘い液汁を固形状にしたものである。</p> <p>(14) ~ (21) (同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p>除外される調製品の例としては、次の物品がある。</p> <p>(i) (同 左)</p> <p>(ii) 飲料製造用の調製品。これら調製品は、この項の植物性エキスに乳酸、<u>石酸</u>、くえん酸、りん酸、保存剤、発泡剤、果汁等及び時には精油を混合することによって作られる。このようにして作られた調製品は、一般に、21.06 項又は 33.02 項に属する。</p> <p>(iii) 及び (iv) (同 左)</p> <p>(同 左)</p>
<p style="text-align: center;">第 14 類</p> <p style="text-align: center;">植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>14.04 植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(F) その他の植物性生産品 これらの生産品は、次の物品を含む。</p> <p>(1) ~ (3) (省 略)</p> <p>(4) へちま (Loofah) : <u>植物性スポンジ</u>として知られている。へちまは、うり科の植物の果実 (gourd) の一種 (<i>Luffa cylindrica</i>) の蜂窩 (ほうか) 状結締組織より成る。 動物性スポンジは含まない (05.11)。</p> <p>(5) ~ (11) (省 略)</p>	<p style="text-align: center;">第 14 類</p> <p style="text-align: center;">植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>14.04 植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>(F) その他の植物性生産品 これらの生産品は、次の物品を含む。</p> <p>(1) ~ (3) (同 左)</p> <p>(4) へちま (Loofah) : <u>植物性スポンジ</u>として知られている。へちまは、うり科の植物の果実 (gourd) の一種 (<i>Luffa cylindrica</i>) の蜂窩 (ほうか) 状結締組織より成る。 動物性スポンジは含まない (05.11)。</p> <p>(5) ~ (11) (同 左)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 15 類</p> <p style="text-align: center;">動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、 調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>15.16 動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>（B）インターエステル化、リエステル化又はエライジン化した油脂</p> <p>（1）（省 略）</p> <p>（2）リエステル化油脂（エステル化油脂とも呼ばれる。）：これは、遊離脂肪酸の混合物又は油脂の精製の際に生ずるアシッドオイルとグリセリンとから直接合成されたトリグリセリドである。これらのトリグリセリド中の脂肪酸基の配列は、天然の油に通常みられるもののそれとは異なる。 オリーブから得られた油で、リエステル化油を含有するものは、この項に含まれる。</p> <p>（3）（省 略）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p style="text-align: center;">第 15 類</p> <p style="text-align: center;">動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、 調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>15.16 動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>（B）インターエステル化、リエステル化又はエライジン化した油脂</p> <p>（1）（同 左）</p> <p>（2）リエステル化油脂（エステル化油脂とも呼ばれる。）：これは、遊離脂肪酸の混合物又は油脂の精製の際に生ずるアシッドオイルとグリセリンとから直接合成されたトリグリセリドである。これらのトリグリセリド中の脂肪酸基の配列は、天然の油に通常みられるもののそれとは異なる。 オリーブから得られた油で、リエステル化油を含有するものは、この項に含まれる。</p> <p>（3）（同 左）</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p>
<p style="text-align: center;">第 16 類</p> <p style="text-align: center;">肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくは その他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物の調製品</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p style="text-align: center;">第 16 類</p> <p style="text-align: center;">肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくは その他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物の調製品</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>16.04 魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物</p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、また、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 魚の卵及びしらこで、<u>調製若しくは保存に適する処理をしていないか、又は3類に規定する方法のみにより調製をし若しくは保存に適する処理をしたもの（キャビア又はキャビア代用物としてそのまま食するのに適したものを除く。）</u>（3類）</p> <p>(b) ～ (e) （省 略）</p> <p>（省 略）</p>	<p>16.04 魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物</p> <p>（同 左）</p> <p>この項には、また、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 魚の卵及びしらこ、すなわち<u>卵巢の膜にまだ包まれている魚の卵で、3類に規定する方法のみにより調製し又は保存に適する処理をしたもの</u>（3類）</p> <p>(b) ～ (e) （同 左）</p> <p>（同 左）</p>
<p>第 22 類</p> <p>飲料、アルコール及び食酢</p> <p>（省 略）</p> <p>22.09 食酢及び酢酸から得た食酢代用物</p> <p>（I）食 酢</p> <p>食酢は、アルコール溶液（原料を問わない。）又は各種の糖類若しくはでん粉をアルコール発酵させた溶液を、<u>空気の下で通常 20 度から 30 度までの間の恒温で、酢酸バクテリア（<i>Mycoderma aceti</i> 又は acetobacter）の作用により酢酸発酵させて得られる酸溶液である。</u></p> <p>この項には、それらの原料にしたがって区別される次のような種々の食酢を含む。</p> <p>(1) （省 略）</p> <p>(2) <u>ビールビネガー、麦芽ビネガー、りんご酒、なし酒又はその他の発酵した果実から得られる食酢：一般に黄色をしている。</u></p> <p>(3) 及び (4) （省 略）</p>	<p>第 22 類</p> <p>飲料、アルコール及び食酢</p> <p>（同 左）</p> <p>22.09 食酢及び酢酸から得た食酢代用物</p> <p>（I）食 酢</p> <p>食酢は、アルコール溶液（原料を問わない。）又は各種の糖類若しくはでん粉をアルコール発酵させた溶液を、<u>空気の下で通常 20 度から 30 度までの間の恒温で、酢酸バクテリア（<i>Mycoderma aceti</i> 又は acetobacter）の作用により酢酸発酵させて得られる酸溶液である。</u></p> <p>この項には、それらの原料にしたがって区別される次のような種々の食酢を含む。</p> <p>(1) （同 左）</p> <p>(2) <u>ビールビネガー又は麦芽ビネガー：りんご酒、なし酒又はその他の発酵した果実から得られる食酢で、一般に黄色をしている。</u></p> <p>(3) 及び (4) （同 左）</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(省 略)	(同 左)
<p align="center">第 26 類</p> <p align="center">鉱石、スラグ及び灰</p> <p align="center">(省 略)</p> <p>26.20 スラグ、灰及び残留物（金属、砒（ひ）素又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。）</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) マット（<u>銅</u>マット、ニッケルマット及びコバルトマット（15 部）を除く。）及びスラグ又はドロス（例えば、銅、亜鉛、すず、鉛等に富むもの）</p> <p>(2) ～ (14) (省 略)</p> <p align="center">(省 略)</p>	<p align="center">第 26 類</p> <p align="center">鉱石、スラグ及び灰</p> <p align="center">(同 左)</p> <p>26.20 スラグ、灰及び残留物（金属、砒（ひ）素又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。）</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) マット（<u>鋼</u>マット、ニッケルマット及びコバルトマット（15 部）を除く。）及びスラグ又はドロス（例えば、銅、亜鉛、すず、鉛等に富むもの）</p> <p>(2) ～ (14) (同 左)</p> <p align="center">(同 左)</p>
<p align="center">第 28 類</p> <p align="center">無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素 又は同位元素の無機又は有機の化合物</p> <p align="center">(省 略)</p> <p align="center">総 説</p> <p align="center">(省 略)</p> <p>(B) 28 類の化合物と 29 類の化合物との区別（注 2）</p> <p>この類に属する炭素を含む化合物及びそれらが属する項についてのリストは、次のとおりである。</p> <p>28.11：炭素の酸化物 シアン化水素、ヘキサシアノ鉄（Ⅱ）酸及びヘキサシアノ鉄（Ⅲ）酸</p>	<p align="center">第 28 類</p> <p align="center">無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素 又は同位元素の無機又は有機の化合物</p> <p align="center">(同 左)</p> <p align="center">総 説</p> <p align="center">(同 左)</p> <p>(B) 28 類の化合物と 29 類の化合物との区別（注 2）</p> <p>この類に属する炭素を含む化合物及びそれらが属する項についてのリストは、次のとおりである。</p> <p>28.11：炭素の酸化物 シアン化水素、ヘキサシアノ鉄（ii）酸及びヘキサシアノ鉄（Ⅲ）酸</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>イソシアン酸、雷酸、チオシアン酸、シアノモリブデン酸その他の単一シアン酸及び錯シアン酸</p> <p>(省 略)</p>	<p>イソシアン酸、雷酸、チオシアン酸、シアノモリブデン酸その他の単一シアン酸及び錯シアン酸</p> <p>(同 左)</p>
<p>28.37 : 無機塩基のシアン化物、シアン化酸化物及びシアノ錯塩（ヘキサシアノ鉄（Ⅱ）酸塩、ヘキサシアノ鉄（Ⅲ）酸塩、ニトロシルペンタシアノ鉄（Ⅱ）酸塩、ニトロシルペンタシアノ鉄（Ⅲ）酸塩、シアノマンガ錯塩、シアノカドミウム錯塩、シアノクロム錯塩、シアノコバルト錯塩、シアノニッケル錯塩、シアノ銅錯塩等）</p> <p>(省 略)</p>	<p>28.37 : 無機塩基のシアン化物、シアン化酸化物及びシアノ錯塩（ヘキサシアノ鉄（ii）酸塩、ヘキサシアノ鉄（Ⅲ）酸塩、ニトロシルペンタシアノ鉄（ii）酸塩、ニトロシルペンタシアノ鉄（Ⅲ）酸塩、シアノマンガ錯塩、シアノカドミウム錯塩、シアノクロム錯塩、シアノコバルト錯塩、シアノニッケル錯塩、シアノ銅錯塩等）</p> <p>(同 左)</p>
<p>28.33 硫酸塩、みょうばん及びペルオキシ硫酸塩（過硫酸塩）</p> <p>(省 略)</p>	<p>28.33 硫酸塩、みょうばん及びペルオキシ硫酸塩（過硫酸塩）</p> <p>(同 左)</p>
<p>(A) 硫酸塩</p> <p>この項には、この節の総説に掲げる除外例を除き、硫酸（H_2SO_4）（28.07）の金属塩を含む。ただし、水銀の硫酸塩（28.52）、硫酸アンモニウム（31.02 又は 31.05）及び硫酸カリウム（31.04 又は 31.05）は、純度のいかんにかかわらず、この項には含まない。</p> <p>(1) ナトリウムの硫酸塩：これには次の物品を含む。</p> <p>(a) 硫酸二ナトリウム（中性硫酸ナトリウム）（Na_2SO_4）：無水塩又は水化物として存在し、粉又は大きな透明結晶、空気中で風解し、水に溶けて温度を低下させる。十水塩（$Na_2SO_4 \cdot 10H_2O$）はグラウバー塩（Glauber's salt）として知られている。不純物を含む硫酸二ナトリウム（純度 90～99%）は、通常各種の製造工程の副産物として得られ「芒硝（saltcake）」と称され、この項に属する。硫酸二ナトリウムは、染色助剤、ガラス製造（瓶、クリスタルガラス及び光学ガラスの製造においてガラス化できる混合物を得るため）のフラックス、皮なめし、製紙工業（化学パルプの製造）、繊維工業のサイジング剤、医薬（下剤）等に使用する。</p> <p>天然のナトリウムの硫酸塩（石灰芒硝（glauberite）、ブローダイト（bloedite）、ミラピライト（reussin）、アストラカナイト</p>	<p>(A) 硫酸塩</p> <p>この項には、この節の総説に掲げる除外例を除き、硫酸（H_2SO_4）（28.07）の金属塩を含む。ただし、水銀の硫酸塩（28.52）、硫酸アンモニウム（31.02 又は 31.05）及び硫酸カリウム（31.04 又は 31.05）は、純度のいかんにかかわらず、この項には含まない。</p> <p>(1) ナトリウムの硫酸塩：これには次の物品を含む。</p> <p>(a) 硫酸二ナトリウム（中性硫酸ナトリウム）（Na_2SO_4）：無水塩又は水化物として存在し、粉又は大きな透明結晶、空気中で風解し、水に溶けて温度を低下させる。十水塩（$Na_2SO_4 \cdot 10H_2O$）はグラウバー塩（Glauber's salt）として知られている。不純物を含む硫酸二ナトリウム（純度 90～99%）は、通常各種の製造工程の副産物として得られ「芒硝（saltcake）」と称され、この項に属する。硫酸二ナトリウムは、染色助剤、ガラス製造（瓶、クリスタルガラス及び光学ガラスの製造においてガラス化できる混合物を得るため）のフラックス、皮なめし、製紙工業（化学パルプの製造）、繊維工業のサイジング剤、医薬（下剤）等に使用する。</p> <p>天然のナトリウムの硫酸塩（石灰芒硝（glauberite）、<u>ポリハライト（polyhalite）</u>、ブローダイト（bloedite）、アストラカナイト</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(astrakhanite) は、含まない (25.30)。 (b) 及び (c) (省 略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>(astrakhanite) は、含まない (25.30)。 (b) 及び (c) (同 左)</p> <p>(同 左)</p>
<p style="text-align: center;">第 29 類</p> <p style="text-align: center;">有 機 化 学 品</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>29.09 エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">(D) アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド</p> <p>一般式が $ROOH$（アルコールペルオキシド）、$ROOR^1$（エーテルペルオキシド）及び $ROOR^2OOR^1$（ケトンペルオキシド）の化合物である。R、R^1 及び R^2 は有機基を示し、R と R^1 は同じ場合と異なる場合がある。</p> <p>例としては、エチルヒドロペルオキシド、ジエチルペルオキシド及び 1,1-ジ(ターシャリーブチルペルオキシ)シクロヘキサンがある。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 節</p> <p>カルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p>	<p style="text-align: center;">第 29 類</p> <p style="text-align: center;">有 機 化 学 品</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>29.09 エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p style="text-align: center;">(D) アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド</p> <p>一般式が $ROOH$（アルコールペルオキシド）及び $ROOR$（エーテルペルオキシド）の化合物である。R は有機基を示す。</p> <p>例としては、エチルヒドロペルオキシド及びジエチルペルオキシドがある。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p style="text-align: center;">第 7 節</p> <p>カルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">総 説</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p style="text-align: center;">（C）酸過酸化物</p> <p>酸過酸化物（別名ジアシルペルオキシド）は、2個のアシル基が2個の酸素原子で結合した化合物であり、その一般式は <u>RC(O)OOC(O)R¹</u> である。R と R¹ は同じ場合と異なる場合がある。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p style="text-align: center;">（E）酸のエステル</p> <p>カルボン酸のエステルは、カルボキシル基（-COOH）の水素原子をアルキル基又はアリール基と置換した化合物で、一般式 RC(O)OR¹ で表わされる。ここで、R、R¹ はアルキル基又はアリール基（メチル、エチル、フェニル等）である。</p> <p style="text-align: center;"><u>（F）ペルオキシエステル</u></p> <p><u>ペルオキシエステルの一般式は、RC(O)OOR¹ である。ここで、R、R¹ は有機基を示し、R と R¹ は同じ場合と異なる場合がある。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（G）及び（H）</u></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>29.20 非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p style="text-align: center;">総 説</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p style="text-align: center;">（C）酸過酸化物</p> <p>酸過酸化物は、2個のアシル基が2個の酸素原子で結合した化合物であり、その一般式は <u>RC(O)OOC(O)R</u> である。</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p style="text-align: center;">（E）酸のエステル</p> <p>カルボン酸のエステルは、カルボキシル基（-COOH）の水素原子をアルキル基又はアリール基と置換した化合物で、一般式 RC(O)OR¹ で表わされる。ここで、R、R¹ はアルキル基又はアリール基（メチル、エチル、フェニル等）である。</p> <p style="text-align: center;">（新 規）</p> <p style="text-align: center;"><u>（F）及び（G）</u></p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>29.20 非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

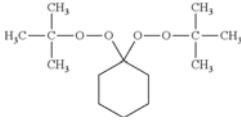
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>この項のエステルには、次の物品を含む。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>（D）炭酸エステル又はペルオキシ炭酸エステル及びこれらの塩</p> <p>炭酸エステルは、酸性又は中性である。</p> <p>（1）～（3） （省 略）</p> <p>（4）ペルオキシ二炭酸ビス（4-タートーブチルシクロヘキシル）</p> <p><u>（5）炭酸ターシャリーブチルペルオキシ2-エチルヘキシル</u></p> <p><u>クロロ炭酸エチル（又はクロロギ酸エチル）は含まない（29.15）。</u></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>この項のエステルには、次の物品を含む。</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>（D）炭酸エステル又はペルオキシ炭酸エステル及びこれらの塩</p> <p>炭酸エステルは、酸性又は中性である。</p> <p>（1）～（3） （同 左）</p> <p>（4）ペルオキシ二炭酸ビス（4-タートーブチルシクロヘキシル）</p> <p style="text-align: center;">（新 規）</p> <p><u>クロロ炭酸エチル（又はクロロギ酸エチル）は含まない（29.15）。</u></p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p>
<p>29.34 核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>この項に属する複素環式化合物には、次の物品がある。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>（B）ベンゾチアゾール環（水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。）を有する化合物</p> <p>「ベンゾチアゾール」は、1, 3-ベンゾチアゾール及び1, 2-ベンゾチアゾール（ベンゾイソチアゾール）を含む。</p> <p>これらには、次の物品を含む。</p> <p>（1）～（3） （省 略）</p> <p><u>（4）デヒドロチオーパラートルイジン（4-(6-メチル-1, 3-ベンゾチアゾール-2-イル)アニリン)</u></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>（D）その他の複素環式化合物</p>	<p>29.34 核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>この項に属する複素環式化合物には、次の物品がある。</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>（B）ベンゾチアゾール環（水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。）を有する化合物</p> <p>「ベンゾチアゾール」は、1, 3-ベンゾチアゾール及び1, 2-ベンゾチアゾール（ベンゾイソチアゾール）を含む。</p> <p>これらには、次の物品を含む。</p> <p>（1）～（3） （同 左）</p> <p style="text-align: center;">（新 規）</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>（D）その他の複素環式化合物</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後					改正前				
これらには、次の物品を含む。 (1) ~ (4) (省 略) (削 除) <u>(5) ~ (7)</u> (省 略)					これらには、次の物品を含む。 (1) ~ (4) (同 左) <u>(5) デヒドロチオーパラートルイジン</u> <u>(6) ~ (8)</u> (同 左)				
(省 略)					(同 左)				
関税率表解説第 29 類のある物品の化学構造式					関税率表解説第 29 類のある物品の化学構造式				
項	パラグラフ	関税率表解説の記載	化学構造式	項	パラグラフ	関税率表解説の記載	化学構造式		
(省 略)				(同 左)					
(29.09)		ケトンペルオキシド (シクロヘキサノンペ ルオキシド)	(省 略)	(29.09)		ケトンペルオキシド (シクロヘキサノンペ ルオキシド)	(同 左)		
		エチルペルオキシド 1, 1-ジ(ターシャリ -ブチルペルオキシ) シクロヘキサン				(新 規)			
(省 略)				(同 左)					
(29.31)	<u>(3)</u>	有機けい素化合物	(省 略)	(29.31)	<u>(2)</u>	有機けい素化合物	(同 左)		
(省 略)				(同 左)					
第 30 類					第 30 類				
医療用品					医療用品				
(省 略)					(同 左)				
30.02	人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血及び免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的的方法によって得たものであるかないかを問わない。）並びにワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する				30.02	人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血及び免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的的方法によって得たものであるかないかを問わない。）並びにワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する			

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>物品</p> <p>(省 略)</p> <p>(C) 免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的的方法によって得たものであるかないかを問わない。）これらには次の物品を含む。</p> <p>(1) 免疫血清及び他の血液分画物（変性したものであるかないか又は生物工学的的方法によって得たものであるかないかを問わない。）血清は、血液が凝固した後に分離された液体分画物である。 この項には、特に血液（<u>血管内皮細胞を含む。</u>）から得られる物品（正常血液からの血清、正常人免疫グロブリン、血液分画物及びその切断型変異体（部分）で酵素の特性又は活性を有するもの、血漿、トロンビン、フィブリノーゲン、フィブリン及びその他の血液凝固因子、<u>トロンボモジュリン、血液グロブリン、血清グロブリン並びにヘモグロビン</u>）を含む。このグループには、また、生物工学的的方法によって得られた変性トロンボモジュリン（例えば、sothrombomodulin alfa (I N N) 及び thrombomodulin alfa (I N N)）並びに変性ヘモグロビン（例えば、hemoglobin crosfumaril (I N N)、hemoglobin glutamer (I N N) 及び hemoglobin raffimer (I N N) のような架橋したヘモグロビン）を含む。</p> <p>(省 略)</p>	<p>物品</p> <p>(同 左)</p> <p>(C) 免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的的方法によって得たものであるかないかを問わない。）これらには次の物品を含む。</p> <p>(1) 免疫血清及び他の血液分画物（変性したものであるかないか又は生物工学的的方法によって得たものであるかないかを問わない。）血清は、血液が凝固した後に分離された液体分画物である。 この項には、特に血液から得られる物品（正常血液からの血清、正常人免疫グロブリン、血液分画物及びその切断型変異体（部分）で酵素の特性又は活性を有するもの、血漿、トロンビン、フィブリノーゲン、フィブリン及びその他の血液凝固因子、血液グロブリン、血清グロブリン並びにヘモグロビン）を含む。このグループには、また、生物工学的的方法によって得られた変性ヘモグロビン（例えば、hemoglobin crosfumaril (I N N)、hemoglobin glutamer (I N N) 及び hemoglobin raffimer (I N N) のような架橋したヘモグロビン）を含む。</p> <p>(同 左)</p>
<p>30.04 医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものを含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第 30.02 項、第 30.05 項又は第 30.06 項の物品を除く。）</p> <p>(省 略)</p> <p>ただし、のど用香剤又はせき止めドロップ剤として作られている調製品で、砂糖（ゼラチン、でん粉、小麦粉その他の食品を含有するかしないかを問わない。）と芳香剤（ベンジルアルコール、メントール、1,8-シネオール、</p>	<p>30.04 医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものを含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第 30.02 項、第 30.05 項又は第 30.06 項の物品を除く。）</p> <p>(同 左)</p> <p>ただし、のど用香剤又はせき止めドロップ剤として作られている調製品で、砂糖（ゼラチン、でん粉、小麦粉その他の食品を含有するかしないかを問わない。）と芳香剤（ベンジンアルコール、メントール、1,8-シネオール、</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>トルーバルサム等の医薬の性質をあわせもつ物質を含む。)とを主体とするものは、17.04 項に属する。のど用香剤又はせき止めドロップ剤で芳香剤以外の医薬の性質を持っている物質を含有しているものは、投与量又は小売用の形態若しくは包装になっている場合には、各香剤又はドロップ剤中のこれらの物質の割合が治療又は予防の用途に適する程度のものである場合に限りこの項に属する。</p> <p>(省 略)</p>	<p>トルーバルサム等の医薬の性質をあわせもつ物質を含む。)とを主体とするものは、17.04 項に属する。のど用香剤又はせき止めドロップ剤で芳香剤以外の医薬の性質を持っている物質を含有しているものは、投与量又は小売用の形態若しくは包装になっている場合には、各香剤又はドロップ剤中のこれらの物質の割合が治療又は予防の用途に適する程度のものである場合に限りこの項に属する。</p> <p>(同 左)</p>
<p style="text-align: center;">第 32 類</p> <p style="text-align: center;">なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料 その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>32.04 有機合成着色料（化学的に単一であるかないかを問わない。）、この類の注 3 の調製品で有機合成着色料をもとしたもの及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物（化学的に単一であるかないかを問わない。）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>号の解説 3204.11 号から 3204.19 号まで</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>これらは<u>次により</u>その所属を決定する。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>32.12 顔料（金属の粉又はフレークから成るものを含むものとし、水以外の媒体に分散させ、かつペイント（エナメルを含む。）の製造に使用する種類のもので、液状又はペースト状のものに限る。）、スタンプ用</p>	<p style="text-align: center;">第 32 類</p> <p style="text-align: center;">なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料 その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>32.04 有機合成着色料（化学的に単一であるかないかを問わない。）、この類の注 3 の調製品で有機合成着色料をもとしたもの及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物（化学的に単一であるかないかを問わない。）</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>号の解説 3204.11 号から 3204.19 号まで</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>これらは<u>次のより</u>その所属を決定する。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>32.12 顔料（金属の粉又はフレークから成るものを含むものとし、水以外の媒体に分散させ、かつペイント（エナメルを含む。）の製造に使用する種類のもので、液状又はペースト状のものに限る。）、スタンプ用</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>のはく及び小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料</p> <p>（省 略）</p> <p>（A）顔料（金属の粉及びフレークを含む。）を水以外の媒体に分散させ、かつ、ペイント（エナメルを含む。）の製造に使用する種類のもの（液状又はペースト状のものに限る。） これらは、顔料（アルミニウムその他の金属の粉及びフレークを含む。）を水以外の媒体（例えば、乾性油、ホワイトスピリット、ガムテレピン油、ウッドテレピン油、硫酸テレピン油又はワニス）に濃厚に分散させたもので、ペイント又はエナメルの製造用のもの（<u>液状</u>又はペースト状のものに限る。）である。</p> <p>（省 略）</p>	<p>のはく及び小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料</p> <p>（同 左）</p> <p>（A）顔料（金属の粉及びフレークを含む。）を水以外の媒体に分散させ、かつ、ペイント（エナメルを含む。）の製造に使用する種類のもの（液状又はペースト状のものに限る。） これらは、顔料（アルミニウムその他の金属の粉及びフレークを含む。）を水以外の媒体（例えば、乾性油、ホワイトスピリット、ガムテレピン油、ウッドテレピン油、硫酸テレピン油又はワニス）に濃厚に分散させたもので、ペイント又はエナメルの製造用のもの（<u>染状</u>又はペースト状のものに限る。）である。</p> <p>（同 左）</p>
<p>32.13 画家用、習画用、整色用又は遊戯用の絵の具、ポスターカラーその他これらに類する絵の具類（タブレット状、チューブ入り、瓶入り、皿入り、その他これらに類する形状又は包装のものに限る。）</p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、画家、学生、看板かき等が使用する調製絵の具及びペイント類並びに整色用絵の具、遊戯用絵の具その他これらに類する物品（水性絵の具、グアッシュ画家用の絵の具、油絵の具等）を含む。ただし、その形状及び包装がタブレット状、チューブ入り、瓶入り、皿入りその他これらに類する形状又は包装のものに限られる。 この項には、また、セット（ブラシ、パレット、パレットナイフ、擦筆、皿等を有しているかいないかを問わない。）で売られるものも含む。 この項には印刷用インキ（着色用）、インディアンインキ（液状又は固型のもの）又はその他の 32.15 項に属する物品、クレヨン、パステル及びこれらに類する物品（96.09）を含まない。</p> <p>（省 略）</p>	<p>32.13 画家用、習画用、整色用又は遊戯用の絵の具、ポスターカラーその他これらに類する絵の具類（タブレット状、チューブ入り、瓶入り、皿入り、その他これらに類する形状又は包装のものに限る。）</p> <p>（同 左）</p> <p>この項には、画家、学生、看板かき等が使用する調製絵の具及びペイント類並びに整色用絵の具、遊戯用絵の具その他これらに類する物品<u>もの</u>（水性絵の具、グアッシュ画家用の絵の具、油絵の具等）を含む。ただし、その形状及び包装がタブレット状、チューブ入り、瓶入り、皿入りその他これらに類する物品形状又は包装のものに限られる。 この項には、また、セット（ブラシ、パレット、パレットナイフ、擦筆、皿等を有しているかいないかを問わない。）で売られるものも含む。 この項には印刷用インキ（着色用）、インディアンインキ（液状又は固型のもの）又はその他の 32.15 項に属する物品、クレヨン、パステル及びこれらに類する物品（96.09）を含まない。</p> <p>（同 左）</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成23年11月18日財関第1318号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 33 類</p> <p style="text-align: center;">精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>33.01 精油（コンクリートのも及びアブソリュートのもを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>（A）精油（コンクリート及びアブソリュートを含む。）、レジノイド及びオレオレジン抽出物</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>（1）～（4） （省 略）</p> <p>この項にはまた上記（3）の方法によって得られたコンクリートを含む。コンクリートは植物性ろうが存在するため、固形状又は半固形状である。これらのろうを除去してアブソリュートを得るが、これらも又この項に属する。レジノイドは主に香料、化粧品、せっけん又は界面活性剤（surfactant）の各工業において、保留剤として使用する物品である。これらは主として、不揮発性物質から構成されており、有機溶剤抽出又は超臨界液体によって、次の物品から抽出される。</p> <p>（i）乾燥した天然の細胞質を除去した植物性の樹脂物質（例えば、天然のオレオレジン又はオレオガムレジン）</p> <p>（ii）乾燥した天然の動物性の樹脂物質（例えば、カストル（海狸香）、シベット（霊猫香）又はムスク（じゃ香））</p> <p>オレオレジン抽出物は、「調製オレオレジン」又は「スパイスオレオレジン」として知られており、天然の多孔質植物原材料（通常は、香料</p>	<p style="text-align: center;">第 33 類</p> <p style="text-align: center;">精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>33.01 精油（コンクリートのも及びアブソリュートのもを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>（A）精油（コンクリート及びアブソリュートを含む。）、レジノイド及びオレオレジン抽出物</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>（1）～（4） （同 左）</p> <p>この項にはまた上記3の方法によって得られたコンクリートを含む。コンクリートは植物性ろうが存在するため、固形状又は半固形状である。これらのろうを除去してアブソリュートを得るが、これらも又この項に属する。レジノイドは主に香料、化粧品、せっけん又は界面活性剤（surfactant）の各工業において、保留剤として使用する物品である。これらは主として、不揮発性物質から構成されており、有機溶剤抽出又は超臨界液体によって、次の物品から抽出される。</p> <p>（i）乾燥した天然の細胞質を除去した植物性の樹脂物質（例えば、天然のオレオレジン又はオレオガムレジン）</p> <p>（ii）乾燥した天然の動物性の樹脂物質（例えば、カストル（海狸香）、シベット（霊猫香）又はムスク（じゃ香））</p> <p>オレオレジン抽出物は、「調製オレオレジン」又は「スパイスオレオレジン」として知られており、天然の多孔質植物原材料（通常は、香料</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ン」<u>として知られており、天然の多孔質植物原材料（通常は、香料又は芳香性植物）からの溶剤抽出又は超臨界液体抽出のいずれかによって得られる。これらの抽出物は揮発性の芳香成分（例えば、精油）と不揮発性の香味成分（例えば、樹脂、脂肪油又は香辛成分）を含んでおり、これらが香辛又は芳香性植物の特徴的な香気又は香味を決定づけている。これらのオレオレジン抽出物の精油の含有量は、香辛性又は芳香性植物によってかなり変化する。これらの物品は主として食品工業における香味付けに使用する。</u></p> <p>この項には次の物品を含まない。 (a) 天然のオレオレジン (13.01) (b) 揮発性の成分を含んでおり、一般に他の植物性物質（香気性成分を除く）を相当量含有している植物性の抽出物で、他の項に該当するもの（例えば、水相抽出したオレオレジン） (13.02) (c) 植物又は動物性の着色料 (32.03)</p> <p>精油、レジノイド及びオレオレジン抽出物は、その抽出に使用された溶剤（例えば、エチルアルコール等）が少量残留していることがあるが、このことにより、この項の範囲から除外されることにはならない。 主成分の一部を除去又は付加することにより単に標準化した精油、レジノイド及びオレオレジン抽出物で、その組成が天然品の組成の通常の範囲内にある限り、この項に含まれる。しかし、分画その他の変性（テルペン系炭化水素を除去する場合を除く。）により、その組成がもとのものと著しく異なるものとなった精油、レジノイド及びオレオレジン抽出物は、この項から除かれる（通常、33.02）。この項には植物油、ぶどう糖又はでん粉のような希釈剤又は担体を加えて調製された物品は含まない（通常、33.02）。 主要な精油、レジノイド及びオレオレジン抽出物は、この類の解説の付表に掲げてある。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>又は芳香性植物）からの溶剤抽出又は超臨界液体抽出のいずれかによって得られる。これらの抽出物は揮発性の芳香成分（例えば、精油）と不揮発性の香味成分（例えば、樹脂、脂肪油又は香辛成分）を含んでおり、これらが香辛又は芳香性植物の特徴的な香気又は香味を決定づけている。これらのオレオレジン抽出物の精油の含有量は、香辛性又は芳香性植物によってかなり変化する。これらの物品は主として食品工業における香味付けに使用する。</p> <p>この項には次の物品を含まない。 (a) 天然のオレオレジン (13.01) (b) 揮発性の成分を含んでおり、一般に他の植物性物質（香気性成分を除く）を相当量含有している植物性の抽出物で、他の項に該当するもの（例えば、水相抽出したオレオレジン） (13.02) (c) 植物又は動物性の着色料 (32.03)</p> <p>精油、レジノイド及びオレオレジン抽出物は、その抽出に使用された溶剤（例えば、エチルアルコール等）が少量残留していることがあるが、このことにより、この項の範囲から除外されることにはならない。 主成分の一部を除去又は付加することにより単に標準化した精油、レジノイド及びオレオレジン抽出物で、その組成が天然品の組成の通常の範囲内にある限り、この項に含まれる。しかし、分画その他の変性（テルペン系炭化水素を除去する場合を除く。）により、その組成がもとのものと著しく異なるものとなった精油、レジノイド及びオレオレジン抽出物は、この項から除かれる（通常、33.02）。この項には植物油、ぶどう糖又はでん粉のような希釈剤又は担体を加えて調製された物品は含まない（通常、33.02）。 主要な精油、レジノイド及びオレオレジン抽出物は、この類の解説の付表に掲げてある。</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p>
<p>第 38 類</p> <p>各種の化学工業生産品</p>	<p>第 38 類</p> <p>各種の化学工業生産品</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(省 略)</p> <p>38.02 活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品並びに獣炭（廃獣炭を含む。）</p> <p>(省 略)</p> <p>(A) 活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品</p> <p>(省 略)</p> <p>(Ⅱ) 一般に相当小さい比表面積（1グラム当たり1～100平方メートルのオーダー）をもつ物品：一般に、これらは高い電荷密度をもつが、著しい吸着性をもたないため脱色剤としては使用しない。これに対して、水中に懸濁した状態では、コロイドと強力な静電的相互作用を発揮してその凝集を容易にし又は阻止するので、ろ過剤として使用するのに適している。</p> <p><u>このタイプのものは通常適当な加熱処理で作られる。か焼（calcining）</u>工程中アルカリ性物質の存在は、場合により表面電荷の生成を促進する。</p> <p>(省 略)</p>	<p>(同 左)</p> <p>38.02 活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品並びに獣炭（廃獣炭を含む。）</p> <p>(同 左)</p> <p>(A) 活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品</p> <p>(同 左)</p> <p>(Ⅱ) 一般に相当小さい比表面積（1グラム当たり1～100平方メートルのオーダー）をもつ物品：一般に、これらは高い電荷密度をもつが、著しい吸着性をもたないため脱色剤としては使用しない。これに対して、水中に懸濁した状態では、コロイドと強力な静電的相互作用を発揮してその凝集を容易にし又は阻止するので、ろ過剤として使用するのに適している。</p> <p><u>このタイプにもものは通常適当な加熱処理で作られる。か焼（calcining）</u>工程中アルカリ性物質の存在は、場合により表面電荷の生成を促進する。</p> <p>(同 左)</p>
<p>38.13 消火器用の調製品及び装てん物並びに装てんした消火弾</p> <p>(省 略)</p> <p>(C) <u>装てんした消火弾</u>：<u>消火剤</u>（混合してあるかないかを問わない。）を詰めた容器で、消火器に装てんしないで直接使用するものである。これらは、ガラス製又は陶器製の容器で火の中心部に投げ込まれ、破壊して内容物を放出するか又はガラス製の容器でその端を指で破壊するだけで消火剤を射出するものである。</p> <p>消火器（携帯式のものであるかないか又は消火剤が詰められているかないかを問わない。）でピンによる操作方式のもの、転倒式のもの、引金式のもの等は、84.24 項に含まれる。この項には、また、消火性を有する混合していない化学品で、上記（B）（2）、（B）（3）及び（C）</p>	<p>38.13 消火器用の調製品及び装てん物並びに装てんした消火弾</p> <p>(同 左)</p> <p>(C) <u>装てんした消火弾</u><u>消火剤</u>（混合してあるかないかを問わない。）を詰めた容器で、消火器に装てんしないで直接使用するものである。これらは、ガラス製又は陶器製の容器で火の中心部に投げ込まれ、破壊して内容物を放出するか又はガラス製の容器でその端を指で破壊するだけで消火剤を射出するものである。</p> <p>消火器（携帯式のものであるかないか又は消火剤が詰められているかないかを問わない。）でピンによる操作方式のもの、転倒式のもの、引金式のもの等は、84.24 項に含まれる。この項には、また、消火性を有する混合していない化学品で、上記（B）（2）、（B）（3）及び（C）</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>に記載された状態以外のものを含まない（通常 28 類及び 29 類）。</p> <p>（省 略）</p>	<p>に記載された状態以外のものを含まない（通常 28 類及び 29 類）。</p> <p>（同 左）</p>
<p style="text-align: center;">第 39 類</p> <p style="text-align: center;">プラスチック及びその製品</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>プラスチックと紡織用繊維以外の材料との結合物品 この類には、単一作業又は連続作業によって得られるかを問わず次の物品を含む（ただし、プラスチック製品の特性を有するものに限る。）。</p> <p>（a）（省 略）</p> <p>（b）金属はく、紙、板紙等の材料を中間層として有するプラスチックの板、シート等 この類には、薄いプラスチックの保護シートで両面を被覆した紙又は板紙から成る物品で、紙又は板紙の重要な特性を有するものを含まない（通常 48.11）。</p> <p>（c）及び（d）（省 略）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>39.07 ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>（5）ポリエステル：これらポリマーの特徴は、重合鎖中にカルボキシエステル官能基が存在することであり、これらのポリマーは、例えば、多価</p>	<p style="text-align: center;">第 39 類</p> <p style="text-align: center;">プラスチック及びその製品</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>プラスチックと紡織用繊維以外の材料との結合物品 この類には、単一作業又は連続作業によって得られるかを問わず次の物品を含む（ただし、プラスチック製品の特性を有するものに限る。）。</p> <p>（a）（同 左）</p> <p>（b）金属はく、紙、板紙等の材料を中間層として有するプラスチックの板、シート等 この類には、薄いプラスチックの保護シートで両面を被覆した紙又は板紙から成る物品で、紙又は板紙の重要な特性を有するものを含まない（通常 48.11）。</p> <p>（c）及び（d）（同 左）</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>39.07 ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>（5）ポリエステル：これらポリマーの特徴は、重合鎖中にカルボキシエステル官能基が存在することであり、これらのポリマーは、例えば、多価</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>アルコールとポリカルボン酸との縮合によって得られる。したがって、これらの重合体は、エステル基が重合鎖上の置換基である 39.05 項のポリビニルエステル及び 39.06 項のポリアクリル酸エステルとは区別される。ポリエステルには、次の物品を含む。</p> <p>(a) アルキド樹脂：多価アルコールと多官能酸又はこれらの無水物（少なくともこれらの一つは、一部又は全部に三以上の官能基を有していなければならない。）とから成る重縮合体で、脂肪酸、動物性又は植物性の油、単一官能の酸又はアルコール、ロジンのような他の物質で変性させたものである。これらのものには、油を含まないアルキド（下記 (e) 項参照）を含まない。これらの樹脂は、主として塗料及び高級ワニスに使用し、通常粘稠状又は溶液で供給される。</p> <p>(b) ～ (e) (省 略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>アルコールとポリカルボン酸との縮合によって得られる。したがって、これらの重合体は、エステル基が重合鎖上の置換基である 39.05 項のポリビニルエステル及び 39.06 項のポリアクリル酸エステルとは区別される。ポリエステルには、次の物品を含む。</p> <p>(a) アルキド樹脂：多価アルコールと多官能酸又はこれらの無水物（少なくともこれらの一つは、一部又は全部に三以上の官能基を有していなければならない。）とから成る重縮合体で、脂肪酸、動物性又は植物性の油、単一官能の酸又はアルコール、ロジンのような他の物質で変性させたものである。これらのものには、油を含まないアルキド（下記 (d) 項参照）を含まない。これらの樹脂は、主として塗料及び高級ワニスに使用し、通常粘稠状又は溶液で供給される。</p> <p>(b) ～ (e) (同 左)</p> <p>(同 左)</p>
<p>39.09 アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）</p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) アミノ樹脂</p> <p>(省 略)</p> <p>ポリアミン樹脂（例えば、<u>ポリ（エチレンアミン）</u>）は、アミノ樹脂といえず、この類の注 3 の規定に該当する場合、39.11 項に属する。</p> <p>(2) 及び (3) (省 略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>39.09 アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）</p> <p>(同 左)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) アミノ樹脂</p> <p>(同 左)</p> <p>ポリアミン樹脂（例えば、<u>ポリエチレンアミン</u>）は、アミノ樹脂といえず、この類の注 3 の規定に該当する場合、39.11 項に属する。</p> <p>(2) 及び (3) (同 左)</p> <p>(同 左)</p>
<p align="center">第 44 類</p> <p align="center">木材及びその製品並びに木炭</p>	<p align="center">第 44 類</p> <p align="center">木材及びその製品並びに木炭</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(省 略)</p> <p>44.07 木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）</p> <p>(省 略)</p> <p>この項の製品は、かんながけ（かんながけの過程において、隣接した二つの面で作られる角が少し丸みを帯びているかいないかを問わない。）、やすりがけ、縦継ぎ（例えば、フィンガージョイント）されたものもある（この類の総説参照）。</p> <p>(省 略)</p>	<p>(同 左)</p> <p>44.07 木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）</p> <p>(同 左)</p> <p>この項の製品は、かんながけ（かんながけの過程において、隣接した二つの面で作られる角が少し丸みを帯びているかいないかを問わない。）、やすりがけ、縦継ぎ（例えば、フィンガージョイント）されたものもある（この類の総説参照）。</p> <p>(同 左)</p>
<p>第 46 類</p> <p>わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝状細工物</p> <p>(省 略)</p> <p>総 説</p> <p>(省 略)</p> <p>(3) 39 類のプラスチックの単繊維、ストリップその他これに類する物品（ただし、54 類の人造の紡織用繊維材料である横断面の最大寸法が1ミリメートル以下の単繊維及び見掛け幅が5ミリメートル以下のストリップその他これに類するものを除く。）</p> <p>(省 略)</p>	<p>第 46 類</p> <p>わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝状細工物</p> <p>(同 左)</p> <p>総 説</p> <p>(同 左)</p> <p>(3) 39 類のプラスチックの単繊維、ストリップその他これに類する物品（ただし、54 類の人造の紡織用繊維材料である横断面の最大寸法が1ミリメートル以下の単繊維に及び見掛け幅が5ミリメートル以下のストリップその他これに類するものを除く。）</p> <p>(同 左)</p>
<p>第 11 部</p> <p>紡織用繊維及びその製品</p>	<p>第 11 部</p> <p>紡織用繊維及びその製品</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(省 略)</p> <p>総 説</p> <p>一般に、11 部には、紡織用繊維工業の原材料（絹、羊毛、綿、人造繊維等）、半製品（糸及び織物類）及びこれらのものから製造される物品を含む。ただし、11 部の注 1 又はこの部に属する類の注若しくは項の解説に規定しているある種の原料及び製品は除く。特に下記のもの、この部に属さない。</p> <p>(a) 及び (b) (省 略)</p> <p><u>(c) 炭素繊維その他の非金属性鉱物繊維（例えば、炭化けい素、ロックウール）及びこれらの製品（68 類）</u></p> <p><u>(d) ガラス繊維、ガラス繊維の糸、ガラス繊維の織物類及びこれらの製品又はガラス繊維と紡織用繊維との混用品でガラス繊維製品としての性格を有するもの（70 類）、ただし、明らかに紡織用繊維の基布と認められるものにガラス繊維の糸でししゅうをしたものは、この部に含まれる。</u></p> <p>(省 略)</p>	<p>(同 左)</p> <p>総 説</p> <p>一般に、11 部には、紡織用繊維工業の原材料（絹、羊毛、綿、人造繊維等）、半製品（糸及び織物類）及びこれらのものから製造される物品を含む。ただし、11 部の注 1 又はこの部に属する類の注若しくは項の解説に規定しているある種の原料及び製品は除く。特に下記のもの、この部に属さない。</p> <p>(a) 及び (b) (同 左)</p> <p>(新 規)</p> <p><u>(c) ガラス繊維、ガラス繊維の糸、ガラス繊維の織物類及びこれらの製品又はガラス繊維と紡織用繊維との混用品でガラス繊維製品としての性格を有するもの（70 類）、ただし、明らかに紡織用繊維の基布と認められるものにガラス繊維の糸でししゅうをしたものは、この部に含まれる。</u></p> <p>(同 左)</p>
<p>第 61 類</p> <p>衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）</p> <p>(省 略)</p> <p>61.03 男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）</p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、男子用のメリヤス編み又はクロセ編みのものであって、スーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）並びに胸当てズボンのみを含む。</p> <p>(A) 類注 3 (a) を適用するにあたっては、下記の点に注意しなければな</p>	<p>第 61 類</p> <p>衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）</p> <p>(同 左)</p> <p>61.03 男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）</p> <p>(同 左)</p> <p>この項には、男子用のメリヤス編み又はクロセ編みのものであって、スーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）並びに胸当てズボンのみを含む。</p> <p>(A) 類注 3 (a) を適用するにあたっては、下記の点に注意しなければな</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>らない。</p> <p>(a) 及び (b) (省 略)</p> <p>(c) 正面がセットを構成する他の部分の表地と同一の生地で、背中が当該スーツコート又はジャケットの裏地と同一の生地から成る「縫製したベスト」もスーツのセットに含まれる。</p> <p>スーツを構成する衣類は、生地の組織、スタイル、色および素材が同一のもの（異なる生地のパイピング（生地の継目に縫い付けたストリップ状の生地）を有するものを含む。）であり、互いに適合するサイズのものでなければならない。</p> <p>下半身用の構成部分が2点以上ある場合（例えば、ズボン2点、又はズボンと半ズボン）には、ズボン1点をスーツの下半身用の構成部分とみなし、その他の衣類は、スーツの構成部分としない。</p> <p>類注3 (a) において、「同一の生地」とは、単一の同一生地で、次のものをいう。</p> <p>同じ組織のもの。すなわち、同じ編み方で製造され（編み目の大きさが同一のもの）、使用される糸の組織及び寸法（例えば、デシテックス数）が同一のもの。</p> <p>同じ色（色合い及び色のパターンも同じ）のもの。これは、異なる色の糸からなる生地及びなせんした生地を含む。</p> <p>同じ素材のもの。すなわち、使用される繊維の材質の組成（例えば、毛 100%のもの。合成繊維 51%、綿 49%のもの。）が同一のもの。</p> <p>(省 略)</p>	<p>らない。</p> <p>(a) 及び (b) (同 左)</p> <p>(c) 正面がセットを構成する他の部分の表地と同一の生地で、背中が当該スーツコート又はジャケットの裏地と同一の生地から成る「縫製したベスト」もスーツのセットに含まれる。</p> <p>スーツを構成する衣類は、生地の組織、スタイル、色および素材が同一のもの（異なる生地のパイピング（生地の継目に縫い付けたストリップ状の生地）を有するものを含む。）であり、互いに適合するサイズのものでなければならない。</p> <p>下半身用の構成部分が2点以上ある場合（例えば、ズボン2点、又はズボンと半ズボン）には、ズボン1点をスーツの下半身用の構成部分とみなし、その他の衣類は、スーツの構成部分としない。</p> <p>類注3 において、「同一の生地」とは、単一の同一生地で、次のものをいう。</p> <p>同じ組織のもの。すなわち、同じ編み方で製造され（編み目の大きさが同一のもの）、使用される糸の組織及び寸法（例えば、デシテックス数）が同一のもの。</p> <p>同じ色（色合い及び色のパターンも同じ）のもの。これは、異なる色の糸からなる生地及びなせんした生地を含む。</p> <p>同じ素材のもの。すなわち、使用される繊維の材質の組成（例えば、毛 100%のもの。合成繊維 51%、綿 49%のもの。）が同一のもの。</p> <p>(同 左)</p>
<p style="text-align: center;">第 64 類</p> <p style="text-align: center;">履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">総説</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(A) 履物には、甲が単に調節できるひも又はリボンから成るサンダルから</p>	<p style="text-align: center;">第 64 類</p> <p style="text-align: center;">履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p style="text-align: center;">総説</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>(A) 履物には、甲が単に調節できるひも又はリボンから成るサンダルから</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>大股まであるブーツ（甲の部分が脚部及び大腿部をカバーし、よりよく保持するために、甲の上部を腰に結びつけるために、ひも等を有していることもある。）までの範囲のものを含む。 この類には、次の物品を含む。 （1）～（9）（省略） （10）<u>底</u>を取り付けた使い捨て用履物で、一般に 1 回のみ使用するよう に製造されているもの （B）～（H）（省略）</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	<p>大股まであるブーツ（甲の部分が脚部及び大腿部をカバーし、よりよく保持するために、甲の上部を腰に結びつけるために、ひも等を有していることもある。）までの範囲のものを含む。 この類には、次の物品を含む。 （1）～（9）（同左） （10）<u>かかと付き</u>の使い捨て用履物で、一般に 1 回のみ使用するよう に製造されているもの （B）～（H）（同左）</p> <p style="text-align: center;">（同左）</p>
<p style="text-align: center;">第 68 類</p> <p>石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>68.15 石その他の鉱物性材料の製品（炭素繊維及びその製品並びに泥炭製品を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。 （a）電気ブラシ製造用に主として使用される人造黒鉛その他の炭素のブロック、プレートその他これらに類する<u>半製品</u>（38.01）（関連する解説参照） （b）及び（c）（省略）</p>	<p style="text-align: center;">第 68 類</p> <p>石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品</p> <p style="text-align: center;">（同左）</p> <p>68.15 石その他の鉱物性材料の製品（炭素繊維及びその製品並びに泥炭製品を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">（同左）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。 （a）電気ブラシ製造用に主として使用される人造黒鉛その他の炭素のブロック、プレートその他これらに類する<u>一次製品</u>（38.01）（関連する解説参照） （b）及び（c）（同左）</p>
<p style="text-align: center;">第 70 類</p> <p style="text-align: center;">ガラス及びその製品</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	<p style="text-align: center;">第 70 類</p> <p style="text-align: center;">ガラス及びその製品</p> <p style="text-align: center;">（同左）</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>70.13 ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第 70.10 項又は第 70.18 項のものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含む。これらのうちほとんどのものが型の中でプレス加工又は吹き加工することにより得られる。</p> <p>（1）食卓用又は台所用のガラス製品：例えば、コップ類、ゴブレット、tankards、デカンタ、哺乳瓶、水さし、<u>ジョッキ類</u>、プレート、サラダボウル、砂糖入れ、ソース入れ、果物入れ、ケーキ入れ、オードブル皿、ボウル、鉢、卵用カップ、バター皿、油又は酢を入れる瓶、食卓用又は調理用の皿、シチューなべ、キャセロール、盆、食塩入れ、砂糖振りかけ器、ナイフ置き、ミキサー、テーブル用のハンドベル、コーヒーポット及びコーヒーフィルター、砂糖菓子入れ、目盛りの付いた台所用品、プレートウォーマー、テーブルマット、家庭用攪（かく）乳器のある種の部分品、コーヒーミル用のカップ、チーズ皿、レモンしぼり器、氷入れ</p> <p>（2）～（4） （省 略）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>70.13 ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第 70.10 項又は第 70.18 項のものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>この項には、次の物品を含む。これらのうちほとんどのものが型の中でプレス加工又は吹き加工することにより得られる。</p> <p>（1）食卓用又は台所用のガラス製品：例えば、コップ類、ゴブレット、tankards、デカンタ、哺乳瓶、水さし、<u>ジョッキ類</u>、プレート、サラダボウル、砂糖入れ、ソース入れ、果物入れ、ケーキ入れ、オードブル皿、ボウル、鉢、卵用カップ、バター皿、油又は酢を入れる瓶、食卓用又は調理用の皿、シチューなべ、キャセロール、盆、食塩入れ、砂糖振りかけ器、ナイフ置き、ミキサー、テーブル用のハンドベル、コーヒーポット及びコーヒーフィルター、砂糖菓子入れ、目盛りの付いた台所用品、プレートウォーマー、テーブルマット、家庭用攪（かく）乳器のある種の部分品、コーヒーミル用のカップ、チーズ皿、レモンしぼり器、氷入れ</p> <p>（2）～（4） （同 左）</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p>
<p style="text-align: center;">第 71 類</p> <p style="text-align: center;">天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>71.18 貨幣</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>号の解説 7118.10</p>	<p style="text-align: center;">第 71 類</p> <p style="text-align: center;">天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>71.18 貨幣</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>号の解説 7118.10</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>この号には、次の物品を含む。 (1) 法貨となっていたが、流通から回収済みの貨幣 (2) ある国において、他国で流通するために鑄造された貨幣（<u>国境通過</u>時点で、権限のある当局により法貨としていまだ発行されていない。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>この号には、次の物品を含む。 (1) 法貨となっていたが、流通から回収済みの貨幣 (2) ある国において、他国で流通するために鑄造された貨幣（<u>国境通貨</u>時点で、権限のある当局により法貨としていまだ発行されていない。）</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p>
<p style="text-align: center;">第 72 類</p> <p style="text-align: center;">鉄 鋼</p> <p>注 1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 ただし、(d) から (f) までの規定は、この表全体について適用する。 (a) ~ (ij) （省 略） (k) 「フラットロール製品」とは、横断面が長方形（正方形を除く。）であり、かつ、中空でない圧延製品で、(ij) の規定に該当しないもののうち次のものをいう。 連続的に層状に重ねて巻いたもの 巻いてないもので、厚さが 4.75 ミリメートル未満、幅が厚さの 10 倍以上であるもの又は 厚さが 4.75 ミリメートル以上で、幅が 150 ミリメートルを超え、かつ、幅が厚さの 2 倍以上であるもの フラットロール製品には、圧延工程中に直接付けた浮出し模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし又は研磨したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。 フラットロール製品で、長方形（正方形を含む。）以外の形状のもの（大きさを問わない。）のうち、他の項の物品の特性を有しないものは、幅が 600 ミリメートル以上の物品とみなしてその所属を決定する。 (l) ~ (p) （省 略）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>72.04 鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット</p>	<p style="text-align: center;">第 72 類</p> <p style="text-align: center;">鉄 鋼</p> <p>注 1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 ただし、(d) から (f) までの規定は、この表全体について適用する。 (a) ~ (ij) （同 左） (k) 「フラットロール物品」とは、横断面が長方形（正方形を除く。）であり、かつ、中空でない圧延製品で、(ij) の規定に該当しないもののうち次のものをいう。 連続的に層状に重ねて巻いたもの 巻いてないもので、厚さが 4.75 ミリメートル未満、幅が厚さの 10 倍以上であるもの又は 厚さが 4.75 ミリメートル以上で、幅が 150 ミリメートルを超え、かつ、幅が厚さの 2 倍以上であるもの フラットロール物品には、圧延工程中に直接付けた浮出し模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし又は研磨したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。 フラットロール製品で、長方形（正方形を含む。）以外の形状のもの（大きさを問わない。）のうち、他の項の物品の特性を有しないものは、幅が 600 ミリメートル以上の物品とみなしてその所属を決定する。 (l) ~ (p) （同 左）</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>72.04 鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(省 略)	(同 左)
(A) く ず	(A) く ず
(省 略)	(同 左)
この項には、次の物品を含まない。	この項には、次の物品を含まない。
(a) スラグ、ドロス、スケールその他のくず（鉄鋼製造の際に生じる金属	(a) スラグ、ドロス、スケールその他のくず（鉄鋼製造の際に生じる金属
回収に適するものを含む。） (26.19)	回収に適するものを含む。） (26.19)
(b) 及び (c) (省 略)	(b) 及び (c) (同 左)
(省 略)	(同 左)
72.08 鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が 600 ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めっきし 又は被覆したものを除く。）	72.08 鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が 600 ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めっきし 又は被覆したものを除く。）
(省 略)	(同 左)
ただし、この項には、金属を被覆し、めっきし、クラッドし又はペイント、 エナメル若しくはプラスチックのような非金属物質を被覆したフラットロー ル製品は含まない (72.10)	ただし、この項には、金属を被覆し、めっきし、クラッドし又はペイント、 エナメル若しくはプラスチックのような非金属物質を被覆したフラットロー ル物品は含まない (72.10)
(省 略)	(同 左)
第 73 類	第 73 類
鉄 鋼 製 品	鉄 鋼 製 品
(省 略)	(同 左)
73.23 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（鉄鋼製のもの に限る。）、鉄鋼のウール並びに鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッ ド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品	73.23 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（鉄鋼製のもの に限る。）、鉄鋼のウール並びに鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッ ド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(省 略)</p> <p>(A) 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品 これらには、この表の他の項においてより特殊な限定をして記載されている物品を除き、台所用、食卓用その他の家庭用に供する広範囲の鉄鋼製品を含む。これらは、ホテル、レストラン、下宿屋、病院、酒保、兵営等で使用される同様な物品を含む。これらは、鑄鉄又は鉄鋼のシート、板、帯、ストリップ、線、ワイヤグリル、ワイヤクロス等から、鑄込み、鍛造、打抜き等の各種の方法で製造される。また、他の材料製のふた、取手その他の部分品及び附属品を有するものであっても、鉄鋼製品としての特性を有するものは、この項に属する。</p> <p>(省 略)</p>	<p>(同 左)</p> <p>(A) 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品 これらには、この表の他の項においてより特殊な決定をして記載されている物品を除き、台所用、食卓用その他の家庭用に供する広範囲の鉄鋼製品を含む。これらは、ホテル、レストラン、下宿屋、病院、酒保、兵営等で使用される同様な物品を含む。これらは、鑄鉄又は鉄鋼のシート、板、帯、ストリップ、線、ワイヤグリル、ワイヤクロス等から、鑄込み、鍛造、打抜き等の各種の方法で製造される。また、他の材料製のふた、取手その他の部分品及び附属品を有するものであっても、鉄鋼製品としての特性を有するものは、この項に属する。</p> <p>(同 左)</p>
<p>第 82 類</p> <p>卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品</p> <p>(省 略)</p> <p>総説</p> <p>(省 略)</p> <p>工具、刃物等は、刃、作用する刃、面その他の作用する部分が、卑金属製、金属炭化物製（28.49 項の解説参照）又はサーメット製（81.13 項の解説参照）でない限り、一般にこの類には該当しない。ただし、この条件に該当する物品は、金属製の作用部分の重量を超える重量の非金属製の柄、ポディー等を有するものであっても、この類に属する（例えば、金属製の刃を有する木製かんな）。</p> <p>(省 略)</p> <p>82.05 手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）、トーチランプ並びに万力、クランプその</p>	<p>第 82 類</p> <p>卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品</p> <p>(同 左)</p> <p>総説</p> <p>(同 左)</p> <p>工具、刃物等は、刃、作用する刃、面その他の作用する部分が、卑金属製、金属炭化物製（28.49 項の解説参照）又はサーメット製（81.13 項の解説参照）でない限り、一般にこの類には該当しない。ただし、この条件に該当する物品は、金属製の作用部分の重量を超える重量の卑金属製の柄、ポディー等を有するものであっても、この類に属する（例えば、金属製の刃を有する木製かんな）。</p> <p>(同 左)</p> <p>82.05 手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）、トーチランプ並びに万力、クランプその</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>他これらに類する物品（加工機械の附属品及び部分品を除く。）、金敷き、可搬式かじ炉並びにフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>（H）金敷き、可搬式かじ炉及びフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの これらには、次の物品を含む。 （1）及び（2）（省 略） （3）グラインディングホイール（手回し式又は足踏み式のもので、木製その他の材料製のフレーム付きのもの）：機械駆動式のグラインディングホイールは、84 類又は 85 類に、また、フレームに取り付けずに単独に提示される砥（と）石その他これに類するものは 68.04 項に属する。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>他これらに類する物品（加工機械の附属品及び部分品を除く。）、金敷き、可搬式かじ炉並びにフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>（H）金敷き、可搬式かじ炉及びフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの これらには、次の物品を含む。 （1）及び（2）（同 左） （3）グラインディングホイール（手回し式又は足踏み式のもので、木製その他の材料製のフレーム付きのもの）：機械駆動式のグラインディングホイールは、84 類又は 85 類に、また、フレームに取り付けずに単独に提示される砥（と）石その他これに類するものは 68.04 項に属する。</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p>
<p style="text-align: center;">第 83 類</p> <p style="text-align: center;">各種の卑金属製品</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>83.02 卑金属製の帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具、取付具その他これに類する物品（家具、戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、衣装箱、小箱その他これらに類する物品に適するものに限る。）、取付具付きキャスター及びドアクローザー</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含む。 （A）～（C）（省 略） （D）建築物用の取付具及びこれに類する物品</p>	<p style="text-align: center;">第 83 類</p> <p style="text-align: center;">各種の卑金属製品</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>83.02 卑金属製の帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具、取付具その他これに類する物品（家具、戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、衣装箱、小箱その他これらに類する物品に適するものに限る。）、取付具付きキャスター及びドアクローザー</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>この項には、次の物品を含む。 （A）～（C）（同 左） （D）建築物用の取付具及びこれに類する物品</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>これらには、次の物品を含む。</p> <p>(1) 鎖、棒等を取り付けたドアガード、イスパニア錠及び片開き窓用のボルト及び取付具、片開き窓用のファスナー及び支柱、らん間又は天窓用の開閉具、支柱及び取付具、キャビン用のフック及びアイ、二重窓用のフック及び取付具、シャッター又は日よけ用のフック、ファスナー、ストップ、ブラケット及びローラーエンド、郵便受け用プレート、ドアノッカー及びのぞき穴等（光学用品を取り付けたものを除く。）</p> <p>(2)～(8) (省略)</p> <p>(E)～(H) (省略)</p> <p>(省略)</p> <p>83.04 卑金属製の書類整理箱、インデックスカード箱、書類入れ、ペン皿、スタンプ台その他これらに類する事務用具及び机上用品（第 94.03 項の事務所用の家具を除く。）</p> <p>(省略)</p> <p>この項には、通信文書、インデックスカードその他の文書を保存、ファイリング又は分類するために使用する書類整理箱、インデックスカード箱、分類箱その他これらに類する事務用具（床に置くように設計されたもの及び 94 類の注 2 の規定に該当するものを除く（94.03）。94 類の総説参照）を含む。この項には、また、文書分類用の書類入れ、タイピスト用の書類入れ、机上の書類棚及びブックエンド、文鎮、インキスタンド、インキ入れ、ペン皿、スタンプ台及び吸取紙用の台等の机上用品を含む。</p> <p>ただし、この項には、くず紙入れは含まない。これらは、構成する金属の項に属する（例えば、73.26 項）。</p> <p>(省略)</p>	<p>これらには、次の物品を含む。</p> <p>(1) 鎖、棒等を取り付けたドアガード、イスパニア錠及び片開き窓用のボルト及び取付具、片開き窓用のファスナー及び支柱、らん間又は天窓用の開閉具、支柱及び取付具、キャビン用のフック及びアイ、二重窓用のフック及び取付具、シャッター又は日よけ用のフック、ファスナー、ストップ、ブラケット及びローラーエンド、郵便受け用プレート、ドアノッカー及びのぞき穴等（光学用品を取り付けたものを除く。）</p> <p>(2)～(8) (同 左)</p> <p>(E)～(H) (同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p>83.04 卑金属製の書類整理箱、インデックスカード箱、書類入れ、ペン皿、スタンプ台その他これらに類する事務用具及び机上用品（第 94.03 項の事務所用の家具を除く。）</p> <p>(同 左)</p> <p>この項には、通信文書、インデックスカードその他の文書を保存、ファイリング又は分類するために使用する書類整理箱、インデックスカード箱、分類箱その他これらに類する事務用具（床に置くように設計されたもの及び 94 類の注 2 の規定に該当するものを除く（94.03）。94 類の総説参照）を含む。この項には、また、文書分類用の書類入れ、タイピスト用の書類入れ、机上の書類棚及びブックエンド、文鎮、インキスタンド、インキ入れ、ペン皿、スタンプ台及び吸取紙用の台等の机上用品を含む。</p> <p>ただし、この項には、くず紙入れは含まない。これらは、構成する金属の項に属する（例えば、73.26 項）。</p> <p>(同 左)</p>
<p align="center">第 84 類</p> <p align="center">原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品</p> <p>(省略)</p>	<p align="center">第 84 類</p> <p align="center">原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品</p> <p>(同 左)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>84. 28 その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械（例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤ及びロープウェー）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p style="text-align: center;">（Ⅲ）持上げ用又は荷扱い用のその他の特殊な機械</p> <p>（A）（省 略）</p> <p>（B）各種の貨車移動装置：例えば、次のような物品がある。</p> <p>（1）（省 略）</p> <p>（2）水撃ポンプ式又はピストン式の機械で<u>鋳車</u>を坑口のケージ等に積み込むもの</p> <p>（3）（省 略）</p> <p>（C）～（M）（省 略）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>84. 82 玉軸受及びころ軸受</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p style="text-align: center;">部 分 品</p> <p>この項には、玉軸受、ころ軸受及び針状ころ軸受の部分品を含み、例えば、次の物品がある。</p> <p>（1）磨き鋼球（この項の軸受用のものであるかないかを問わない。）：公称直径に対する最大誤差が1%以下又は<u>0.05 ミリメートル以下のもの</u>に限るものとし、この定義に<u>合致しない鋼球は、73.26 項に属する（類注6参照）。</u></p> <p>（2）～（4）（省 略）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>84. 28 その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械（例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤ及びロープウェー）</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p style="text-align: center;">（Ⅲ）持上げ用又は荷扱い用のその他の特殊な機械</p> <p>（A）（同 左）</p> <p>（B）各種の貨車移動装置：例えば、次のような物品がある。</p> <p>（1）（同 左）</p> <p>（2）水撃ポンプ式又はピストン式の機械で<u>鋼車</u>を坑口のケージ等に積み込むもの</p> <p>（3）（同 左）</p> <p>（C）～（M）（同 左）</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>84. 82 玉軸受及びころ軸受</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p style="text-align: center;">部 分 品</p> <p>この項には、玉軸受、ころ軸受及び針状ころ軸受の部分品を含み、例えば、次の物品がある。</p> <p>（1）磨き鋼球（この項の軸受用のものであるかないかを問わない。）：公称直径に対する最大誤差が1%以下で、かつ、<u>0.05 ミリメートル以下のもの</u>に限るものとし、この定義に<u>合致しない。</u><u>鋼球は、73.26 項に属する（類注6参照）。</u></p> <p>（2）～（4）（同 左）</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p>
<p>第 85 類</p>	<p>第 85 類</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>(省 略)</p>	<p>電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>(同 左)</p>
<p>85.13 携帯用電気ランプ（内蔵したエネルギー源（例えば、電池及び磁石発電機）により機能するように設計したものに限るものとし、第 85.12 項の照明用機器を除く。）</p> <p>(省 略)</p> <p>「携帯用ランプ」とは、人が手で持つか又は身につけるかして使用するよう設計し又は携帯用品に取り付けるよう設計されたランプ（すなわち、ランプ本体及び電源）のみをいう。<u>これらは、通常取手又は固定用の装置を有しており、また特徴的な形状であることと軽さによって識別できる。したがって、自動車用又は自転車用の照明用機器（85.12）及び固定した設備に接続されるようなランプ（94.05）は、属しない。</u></p> <p>(省 略)</p>	<p>85.13 携帯用電気ランプ（内蔵したエネルギー源（例えば、電池及び磁石発電機）により機能するように設計したものに限るものとし、第 85.12 項の照明用機器を除く。）</p> <p>(同 左)</p> <p>「携帯用ランプ」とは、人が手で持つか又は身につけるかして使用するよう設計し又は携帯用品に取り付けるよう設計されたランプ（すなわち、ランプ本体及び電源）のみをいう。</p> <p>(同 左)</p>
<p>85.16 電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器、浸せき式液体加熱器、暖房機器及び土壌加熱器、電熱式の調髪用機器（例えば、ヘアドライヤー、ヘアカーラー及びカール用こて）及び手用ドライヤー、電気アイロンその他の家庭において使用する種類の電熱機器並びに電熱用抵抗体（<u>第 85.45 項のものを除く。</u>）</p> <p>(省 略)</p>	<p>85.16 電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器、浸せき式液体加熱器、暖房機器及び土壌加熱器、電熱式の調髪用機器（例えば、ヘアドライヤー、ヘアカーラー及びカール用こて）及び手用ドライヤー、電気アイロンその他の家庭において使用する種類の電熱機器並びに電熱用抵抗体（<u>第 84.45 項のものを除く。</u>）</p> <p>(同 左)</p>
<p>第 90 類</p> <p>光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>(省 略)</p>	<p>第 90 類</p> <p>光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>(同 左)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>90.03 眼鏡のフレーム及びその部分品</p> <p>（省 略）</p> <p>卑金属製のねじ、鎖（固定装置を有しないもの）及びばねは、フレームの部分品には属さず、それぞれ該当する項に属する（この類の注 1 <u>（f）</u> 参照）。</p> <p>（省 略）</p> <p>90.04 視力矯正用眼鏡、保護用眼鏡その他の眼鏡</p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、また水中眼鏡、取り外し可能な眼鏡（例えば、<u>サングラス</u>）（他の眼鏡（通常は、視力矯正用眼鏡）に取り付けて、保護フィルターとして又はある場合には視力矯正の補助として使用するもの。）及びプラスチック製のレンズを取り付けた立体写真（又は映画）用の偏光眼鏡（板紙のフレームを取り付けてあるかないかを問わない。）も含む。</p> <p>（省 略）</p>	<p>90.03 眼鏡のフレーム及びその部分品</p> <p>（同 左）</p> <p>卑金属製のねじ、鎖（固定装置を有しないもの）及びばねは、フレームの部分品には属さず、それぞれ該当する項に属する（この類の注 1 <u>（e）</u> 参照）。</p> <p>（同 左）</p> <p>90.04 視力矯正用眼鏡、保護用眼鏡その他の眼鏡</p> <p>（同 左）</p> <p>この項には、また水中眼鏡、取り外し可能な眼鏡（他の眼鏡（通常は、視力矯正用眼鏡）に取り付けて、保護フィルターとして又はある場合には視力矯正の補助として使用するもの。<u>例えば、サングラス及びプラスチック製のレンズを取り付けた立体写真（又は映画）用の偏光眼鏡（板紙のフレームを取り付けてあるかないかを問わない。）</u>も含む。</p> <p>（同 左）</p>
<p>第 95 類</p> <p>がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>（省 略）</p> <p>95.06 身体トレーニング、体操、競技その他の運動（卓球を含む。）又は戸外遊戯に使用する物品（この類の他の項に該当するものを除く。）及び水泳用又は水遊び用のプール</p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。 （a）～（h） （省 略）</p>	<p>第 95 類</p> <p>がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>（同 左）</p> <p>95.06 身体トレーニング、体操、競技その他の運動（卓球を含む。）又は戸外遊戯に使用する物品（この類の他の項に該当するものを除く。）及び水泳用又は水遊び用のプール</p> <p>（同 左）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。 （a）～（h） （同 左）</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(ij) 運動用のクラフト（例えば、ジェットスキー（マリーンジェット）、カヌー及びスキフ）<u>並びに</u>17 部の運動用の車両（ボブスレー、トボガンその他これらに類するものを除く。）</p> <p>(k) ~ (p) （省 略）</p> <p>（省 略）</p>	<p>(ij) 運動用のクラフト（例えば、ジェットスキー（マリーンジェット、カヌー及びスキフ）<u>及び</u>17 部の運動用の車両（ボブスレー、トボガンその他これらに類するものを除く。）</p> <p>(k) ~ (p) （同 左）</p> <p>（同 左）</p>
<p style="text-align: center;">第 96 類</p> <p style="text-align: center;">雑 品</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>96.02 植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第 35.03 項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>（Ⅱ）成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限る。）及び硬化させてないゼラチンの製品</p> <p>このグループには、各種材料の成形品、彫刻品及び細工品で、この表の他の項に該当するもの（例えば、39 類のプラスチック製品及び 40 類のエポナイト製品）以外のものを含む。また硬化させてないゼラチン（加工したものに限る。）及び硬化させてないゼラチンの製品を含む（35.03 項又は 49 類の物品を除く。）。</p> <p>これらの材料において「成形品」とは、使用目的に適した形に成形したも</p>	<p style="text-align: center;">第 96 類</p> <p style="text-align: center;">雑 品</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>96.02 植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第 35.03 項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>（Ⅱ）成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限る。）及び硬化させてないゼラチンの製品</p> <p>このグループには、各種材料の成形品、彫刻品及び細工品で、この表の他の項に該当するもの（例えば、39 類のプラスチック製品及び 40 類のエポナイト製品）以外のものを含む。また硬化させてないゼラチン（加工したものに限る。）及び硬化させてないゼラチンの製品を含む（35.03 項又は 49 類の物品を除く。）。</p> <p>これらの材料において「成形品」とは、使用目的に適した形に成形したも</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>のをいう。他方、塊、立方体、板、棒等の形状に成形した材料（成形の際に押印してあるかないかを問わない。）を含まない。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>のをいう。他方、<u>この項には</u>、塊、立方体、板、棒等の形状に成形した材料（成形の際に押印してあるかないかを問わない。）を含まない。</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p>